Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヨーロッパ支払協定制度の発展(慶應義塾創立100年記念)
Sub Title	Development of the Payments Agreement in European Area
Author	安井, 孝治(Yasui, Koji)
Publisher	
Publication year	1958
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.1, No.4 (1958. 11) ,p.76- 99
JaLC DOI	
Abstract	Originally the bilateral payment agreement, which is usually concluded between two countries for the purpose of the maintenance of the international trade between the parties, covering the general shortage of the international liquidity reserve, rests upon two fundamentally contradictory requirements. Once the payments between the parties are considerably out of equilibrium, the contradiction between two requirements is revealed in the form of the accumulation of the bilateral balance. Confronted with the presence of the accumulated balance and the failure in its reasonable settlement, the bilateral agreement will be necessarily brought to a standstill and supplanted by the multilateral payment agreement. It is the purpose of this paper to review the development of the European bilateral agreement into the multilateral agreement -the European Payments Union.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19581130-04043420

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ョーロッパ支払協定制度の発展

安

孝

治

今次大戦直後、ヨーロッパの国際決済制度を構成するに至れた双務的支払協定網がヨーロッパの国際決済制度を構成するに至れた双務的支払協定が締結され、これらの一面に張りめぐらさに多数の双務的支払協定が締結され、これらの一面に張りめぐらさに多数の双務的支払協定が締結され、これらの一面に張りめぐらさに多数の双務的支払協定が締結され、これらの一面に張りめぐらさいた。

収支が著しく不均衡化すれば、双務的協定の二つの基本的要請は相収支が著しく不均衡化すれば、双務的協定の二つの基本的要請が相互に矛盾することなく両立しうるための前提条で二国間に締結されるのであるが、このような双務的協定のもつ二大化という二つの基本的要請を同時に実現しようとする意図をもったところで一般的に言うならば、元来双務的協定は一方において金ところで一般的に言うならば、元来双務的協定は一方において金

ものとして次の二点、すなわち協定当事国間におけるクレジットの

の緩和乃至は多角的要因の導入といった観点からみて最も基本的

をもっていたが、その中でも支払協定そのものの双務的、排他的性格

transferability)とを指摘することができるであろう。 (注2)相互供与と協定当事国通貨の行政的振替可能性 (administrative

一、協定当事国間のクレジットの相互供与

の限度も協定されない場合もあった。けれどもスイング限度が設定一が通常設定されたけれども、時にはクレジット供与額に対し何等 されているのが通常であり、この場合にはスイング限度額の範囲内 済されなければならなかった。例えば、 みであって、協定当事国間の収支尻がこのスイング限度額を超過し においてのみ協定当事国間のクレジットの相互供与が認められるの 義の自国貨建為替勘定を開設し、両当事国の中央銀行はそれぞれこ ギリスに供与したクレジットのスイング限度額は八八三一二・五万 したクレジットのスイング限度額は五○○万ポンド、ベルギーがイ ギー間の支払協定についてみれば、当初イギリスがベルギーに供与 払協定の典型と考えられた一九四四年一○月締結のイギリスとベル た場合には、その超過部分に対しては全額が金あるいはドル貨で決 レジット供与額に一定の限度——スイング限度(swing limit) 国相互間においてクレジットの供与が行われたのであるが、このク 国通貨の供与をうけることができた。このような方式によって当事 の為替勘定を通じて、自国通貨の一定額を対価として等価額の相手 おいては、各当事国はそれぞれ自国の中央銀行に相手国中央銀行名 ジットの相互供与方式の導入であった。すなわち戦後の支払協定に 戦後の支払協定の最も重要な特徴は、協定当事国間におけるクレ 一般に戦後に締結された支

場合には、 式で、スイング限度額迄は無条件にスターリングの供与をうけるこ ド銀行名義のベルギー・フラン建為替勘定にベルギー・フランの入 行は自行に開設したベルギー国立銀行(the National Bank of 行名儀のベルギー・フラン建為替勘定にベルギー・フランを払込むこ 過した場合には、その超過額に対しては、イギリスは全額を金ある 尻は自動的に決済されるが、もしこの収支尻がスイング限度額を超 無条件にベルギー・フランの供与をうけることができるから、収支 も、その収支尻がこのスイング限度額の範囲内にとどまるかぎり、 度額迄は無条件にベルギー・フランの供与をうけることができた。 Belgium)名義のスターリング建為替勘定に払込んだポンド・スタ りは問題ない。 とができた。したがってベルギーの対イギリス収支関係が逆調とな のスターリング建為替勘定にスターリング・ポンドの入金という形 とによって、イングランド銀行に開設されたベルギー国立銀行名義 いはドルで決済しなければならなかった。事情はベルギーに関して したがってイギリスのベルギーに対する収支関係が逆調に なっ て 金という形式で、八八三一二・五万ベルギー・フランのスイング限 っても、その収支尻がこのスイング限度額の範囲内にとどまるかぎ も同様である。ベルギー国立銀行は自行に開設したイングランド銀 ーリングを対価として、ベルギー国立銀行に開設されたイングラン その超過額全額をベルギーは金もしくはドルで決済する フランと規定された。この規定によりイングランド銀 しかしその収支尻がこのスイング限度額を超過する

ことが要求されることになるのである。

このような協定当事国相互間におけるクレジット供与方式の導入に改務協定それ自体の有する双務的、排他的な性格にもとづく根本的欠陥の明確な認識にもとづく根本的欠陥は常に協定当事国間における貿易収支の不均衡化、したがって当事国間における債権債務おける貿易収支の不均衡化、したがって当事国間における債権債務が、戦後の支払協定におけるクレジット供与及び金もしくはドル決済方式の導入は、当事国間の貿易収支の不均衡化を限られた範囲内ではあるが可能ならしめるとともにその決済についても一部はのが、戦後の支払協定におけるクレジット供与及び金もしくはドスを規定することによって、一応は双務主義の基礎の上に立ちながらもその双務的、排他的な性格及びそれにもとづく欠陥を出来うるらもその双務的、排他的な性格及びそれにもとづく欠陥を出来うるのであるが、戦後の支払協定におけるクレジット供与及び金もしくはドスを規定するととによって、一応は双務主義の基礎の上に立ちながらもその双務的、排他的な性格及びそれにもとづく欠陥を出来うるが、戦後の支払協定におけるクレジット供与方式の導入というではあるが、戦後の支払協定におけるクレジット供与方式の導入に対象が対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を対象を表表が、対象を表表が、対象ののような対象を表表が、対象の表表が、対象を表表が、対象的、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象的、対象を表表が、対象の表表を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象を表表が、対象の表表が、対象を表表が対象を表表を表表が、対象を表表を表表が、対象を表表を表表を表表が、対象を表表が、対象の支持を表表がある。

二、行政的振替可能性

たし、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国ターリング地域及びベルギー貨幣領域以外にも振替えることができだ、さきの一九四四年一〇月締結のイギリス・ベルギー間の支払協ば、さきの一九四四年一〇月締結のイギリス・ベルギー間の支払協が、さきの一九四四年一〇月締結のイギリス・ベルギー間の支払協議では、さらにスターリングをがあるとに、経常的取引決済のためにスス為替管理当局の事前的許可のもとに、経常的取引決済のためにスス為替管理当局の事前的許可のもとに、経常的取引決済のために、例えば、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国をについては、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国をについては、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国をについては、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国をについては、さらに、さらに、というには、

パ諸国通貨相互間の振替可能性がある程度迄維持されることができ ら、このことによってスターリング・ポンドを中心としてヨーロッ するベルギー・フランを経常取引決済のためにスターリング地域に 外の第三国はベルギー為替管理当局の事前的許可のもとにその保有 ベルギー貨幣領域及びスターリング地域以外の第三国にも振替える ができた。又同様にイギリスはその保有するベルギー・フランをベ 振替可能性の設定によって、制限された範囲内においてではあるが、 回避しようとする意図を以て設定されたものであるが、この行政的に依って協定当事国間の金もしくはドルによる決済を可能なかぎり 生した場合にその収支尻を第三国通貨の振替によって決済すること はイギリスが締結したすべての支払協定において規定されていたか 振替えることができた。このような当事国通貨の行政的振替可能性 ことができたし、さらにベルギー貨幣領域及びスターリング地域以 ルギー為替管理当局の事前的許可のもとに、経常取引決済のために のもとに、経常取引決済のためにベルギー貨幣領域に振替えること はその保有するスターリングをイギリス為替管理当局の事前的許可 ということができる。 戦後の支払協定に多角的決済化の要因の導入が可能ならしめられた た。この行政的振替可能性は協定当事国間の収支関係に不均衡が発

排他的な性格の緩和乃至は多角的要因の導入といった点において重通貨の行政的振替可能性は、戦後の支払協定においてその双務的、以上にのべた当事国間におけるクレジットの相互供与及び当事国

定の基本的な特徴である。要な意義をもつものであって、戦前のそれと比較して戦後の支払協

され、ヨーロッパ諸国間の国際貿易の復活乃至は拡大化に積極的な するようになった。このような事態の下において、 権国となり、その反面若干の国たとえばフランス、オランダの如き れ、ここからして更に若干の国たとえばベルギー、スイスの如きは 役割を演じたのは、協定成立の当初の段階においてのみであり、やが の年次報告が指摘している如く「一九四五年、すなわち協定運営の 貿易の復活及び拡大化に極めて重要な役割を演じた。国際決済銀行 た傾向が生じ、ヨーロッパ諸国相互間における構造的不均衡が発生 は他のヨー 主要債権国として登場し他のヨーロッパ諸国に対して殆ど完全な債 ッパ諸国相互間における経済復興の程度の相違がますます顕著に現 国も存在した。このような事情からして一九四六年を通じてヨーロ 成功した国がある反面に経済の建直しが進捗せず停滞状態にあった 反面に甚しく戦禍を蒙った国もあり、又戦後急速に経済の建直しに て支払協定は漸次その基本的欠陥を露呈し始めた。すなわち、同じく ほど大いに回復した」のであった。しかし、支払協定が円滑に運営(性5) 可能となった通商関係は、協定なしには到底実現が困難と思われた 第一段階においては、支払協定が非常な効果を発揮し、このために ヨーロッパ域内の国であっても、殆ど戦禍を蒙らなかった国がある さて戦後の支払協定は杜絶状態にあったヨーロッパ諸国間の国際 ロッパ諸国に対して殆ど完全な債務国に転化するといっ **∄**

> た。(注6)(注6)(フィンランド等の諸国に追加的なクレジットを供与し(ルウェー、フィンランド等の諸国に追加的なクレジットを供与し、ノルウェー、フィンランタ、 恒久化された長期的な信用に転化することがしばしばであった。 を一時的に救済するより他にはとるべき措置はなかった。イギリス ざるを得なかった。このような支払協定の行詰りを打開するために 協定はその根本的欠陥を暴露し、 らしめる重要な要因と考えられたけれども、このような事態の下に 替可能性の規定は、両者が相俟って支払協定の円滑な運営を可能 れたクレジット供与及び金もしくはドル決済方式ならびに行政的 要因によってのみ支配されている場合には、支払協定に当初導入さ 相互間の収支関係の不均衡は一層拡大化されると共にその収支尻は ダに対する債権を棚上した。さらにスエーデンはフランスに対する はフランスに対する債権一億ポンドを棚上し、又ベルギーもオラン は、債権国が対外的債権の一部もしくは全額を棚上するとか、 おいてはそれは殆ど有効な役割を演ずることは不可能であり、支払 八千万スエーデン・クローネの債権を棚上すると共に、オランダ、 いは債務国に追加的なクレジットを供与するといった方法で債務国 ーロッパ諸国相互間の収支関係が国際収支の短期的乃至一時的変動 支払協定の運営は行詰りに逢着せ ある

この支払協定に対して徹底的な打撃を与えたのは、一九四七年中、たというのが一九四六年から四七年にかけてその実状であったが、定はこのような異常的措置によって辛うじてその存続を維持してい双務的封鎖債権の累積といったその根本的欠陥を暴露した支払協

ļ

ロッ

り、かくて僅か一ヵ月余にしてポンドの交換性は停止された。ポンギリスは振替可能勘定からアメリカ勘定への振替を 禁止 するに至 ここにポンドの交換性が回復された。しかし交換性の回復の結果、その後次第に拡張され一九四七年七月十五日迄に十六ヵ国に達し、 グの振替可能性の程度等において著しい変更が加えられたが、そのることになり、スターリング勘定の種類、その構成及びスターリン この勘定国のスターリングはアメリカ勘定(American account) 勢を整えてきたのであったが、一九四七年二月イギリス為替管理制 ment)における約定にしたがって 着々ポンド交換性回 復へ の 体 とくに同年八月二十日のポンド交換性の停止以後におけるドル不足 ドの交換性の停止とともに、イギリスの為替管理制度は再編成され リスの金ドル準備は忽ちにして危機に瀕し、遂に同年八月二十日イ 多額のポンドが振替可能勘定からアメリカ勘定に振替えられ、イギ をも含めて他のすべての勘定への自動的振替が認められることにな 度において振替可能勘定(transferable account)が設定され、 結された英米金融協定 (the Anglo-American Financial Agree-々に制限されることになり、又新しく双務勘定(bilateral ac-支払を容認しスターリングを保有しようとする意向の強い若干の国 中でも、振替可能勘定の構成は全く変更され、スターリングによる カナダ、ベルギー、ポルトガル及びオランダの五ヵ国であったが、 った。この振替可能勘定に属した国は、設立当初はアルゼンチン、 の激化であった。これに先だってイギリスは一九四五年十二月に締

count)が設定されイギリスと双務的支払協定を締結する国は殆ど この勘定に編入されることになった。そして双務勘定国相互間のス ド交換性の停止及びそれに伴う為替管理制度の変更は直接には従来 ギリスの為替管理制度の変更は必然的にイギリスが他の諸国との間 可能性は経常取引に関するかぎり大幅に認められた。このようなイ ターリングの自動的振替可能性は撤廃されたけれども、行政的振替 は当然であった。巨額に達する債権国のクレジットの供与によって(注10) 態に陥った。このことは尚一層債務国の立場を困窮化せしめたこと 内の債務国に対するクレジットの供与を制限しなければならない状 はないにしても、其の後におけるドル不足尖鋭化を助長した一因で 明らかにイギリスのポンド交換性停止後尖鋭化するに至ったのであ 比較して一般にドル不足が顕著な年度であったが、そのドル不足は パ諸国のドル不足の激化であった。一九四七年はそれ以前の年度と に締結した支払協定の一部改訂を伴ったけれども、イギリスのポン ルの調達がますます困難の度を加えるにしたがって、ヨーロッパ域 めた。これら債権国はドル地域に対する決済に必要な金あるいはド た事態はヨーロッパ諸国間貿易における債権国の立場を困難ならし あると考えられる。この点はさて措いて、ドル不足の尖鋭化といっ れに伴う金ドル準備擁護を目的とする為替管理の強化は、根本的で って、短期間後に突然断行されたイギリスのポンド交換性の停止、そ た。むしろ問題はイギリスのポンド交換性停止後におけるヨーロッ の支払協定制度に対し何等特別の変更をもたらすもので はな かっ

的に行詰ってしまったのであった。辛うじてその存続を維持していた支払協定制度はここにおいて全面

Monetary Policy・1957, p. 264.

Monetary Policy・1957, p. 264.

Monetary Policy・1957, p. 264.

(注2) 易の縮 務的 後の協定におけるクレジット相互供与方式はこの点の認識にも 権の債権国 国の厳しい為替管理の採用によって債務国に封鎖された封鎖債 協定において導入されたものであっ とづくものであって戦後の協定に導入された基本的特色であっ れ てもとづくものであった。 国際性を維持拡大しようとするイギリス当局の意向に主とし ていなかったから、 協定当事国通貨の行政的振替可能性はイギリスの締結した 決済尻の発生及びその決済処理に関して充分な考慮が払わ 小化 戦前の双務的協定においては、締結の根本的動機が、債務 といった事態を必然的に発生せしめるに至った。 の回収であったという事情にも因るが、二国間の双 結局において封鎖債権の一層の累積、 て、 スター リング・ ポンド 貿 戦

定されなかった。等の諸国と締結した支払協定に於ては正式にスイング限度が規注3)例えばイギリスがデンマーク、ノルウェー、スエーデン

ヨーロッパ支払協定制度の発展

際決済銀行第十五回年次報告)一六八頁われている。東京銀行調査部訳「第二次大戦 と 世界経済」(国国が考慮せる便宜の範囲に関しては相互了解に達したものと言国が考慮せる便宜の範囲に関しては相互了解に達したものと言

(独4) E. Zupnick; Britain's Postwar Dollar Problem, 1957, p. 162.

銀行第十八回年次報告)ニ三一頁(注5) 東京銀行調査部訳「世界経済の分析 と 展望」(国際決済)

(注6)「前掲書」二三五頁

った。 グラック 現在において振替可能勘定に編入されていた国は次の如くでも、現在において振替可能勘定に編入されていた国は次の如くでも(注7) ポンドの交換性回復が実施された一九四七年七月十五日

及びポ アルゼンチン、ベルギー 復によりアメ たわけである。 ト及びスーダン、 ナダ及びニューファウンドランド、 以上の オランダ及びオランダ通貨領域、 ル 諸 トガル通貨領域、 国 の 保有するスタ カ勘定への エチオピ 及びベルギー通貨領域、 自動的 ヤ、 スペイン、 1 フィン IJ ング 振替が認められることにな チ ラン 残高がポンド ノルウェ スエーデン、 工 コスロバ F, .イ 丰 ブラジ の交換性回 ポ ウ ル ル ル ガ ۲ イ エ く。 ジ ガ カ

への転換が如何に急激であったかは次の表から理解することが、注8) ポンドの交換性回復によって惹き起されたポンドのドル

(h)	
振蓉	
可	
能勘	
定	

(中) 振替可能勘定		チリー及びペル	(イ) アメリカ勘定	し。その他の勘定は	. 勘定は全然変化な	関しては指定地域	二、各勘定の構成に	なった。	勘定の五勘定制と	務勘定及び其の他	振蓉可能勘定、双	定、アメリカ勘定、	成は、指定地域勘	設定され、勘定構	一、新に双務勘定が	である。	要な変化は次の如ぐ	ス為替管理制度の主	性停止によるイギリ	(注9) ポンドの交換	出来るであろう。	
		l		· · · ·					スク	у —	リン	グの	ドル	~	の転換	額	(19	47年	.)			
		の														((単化	t=1	00万	磅)		
		三国		てそ								1	月~	6)	∄	7)	月~	8月		合	計	
がの			のアルゼンチン							18.7			23.3				42.0					
		除		構		ベル	ギー	及び	通貨	复領地	或		18.3	3		Ę	34.4			52	2.7	
		外		成		ブラ	ジル						5.0	0			7.5			12	2.5	
		され		が 変		フィ	ンラ	ント						,			2.8			2	2.8	
		た		化		·-	у —						1.	3			1.3			. 2	2.6	
		が		し		オラ	ンタ	* 及で	べ 通り	資領:	域		1.	1			2.7	,		E	8.8	
		その		た。			トカ						4.	7		•	2.9			7	.6	
		他				其の							0.	2			0.9			1	1	
		の				合	言						49.	3			75.8			125	5.1	
		変化				-	ドル		•				197.	2		3	03.2			500).4	
	•	な			(I				Bı	ritai	in's	Pos	twa	r De	ollar	Pr	oble	m,1	.957,	,.p.1	66)	

3

2

振替可能性 振替可能勘定スタ ン グは指定地域勘定、 其 の他 勘定に

のみ自動的振替が認められた。

双務勘定スタ 1 リング は指定地域勘定に対してのみ 自 動的

振替が認められた。

デンマーク、エジプト、エチオピヤ、 チ(3) リー、 チェッコスロバキヤ、(1)

ポーランド、

スーダン、オーストリヤ、(1)

アルゼンチン、ベル(2) イン通貨領域、 双務勘定 スチーデン、朝鮮、 ブラジル、 通貨領域' ブル ユーゴスラヴ ソ連、西ドイ(1) 1 **ス**1

1

其の他勘定

アフガニスタン、 サウジアラビヤ、 アルバニヤ、 リ ト IJ ヤ IJ IJ

1 交換性停止前には 「其の他勘定」

往

振替可能勘定

=

上述の如き情勢の下において、従来の支払協定に代って多角的決済制度を設定することが必要であると一般に痛感されるようになった。一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定制度の多た。一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定制度の多角的発展の期間に次の如き協定が成立した。かくてヨーロッパの国際決済制度の多角的決済化への発展は、であるとす、むしろ従来の双務的支払協定制度の多角的決済化への発展は、であるとす、むしろ従来の双務的支払協定制度の多角的決済化への発展は、であるとす。 一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定制度の多度は、であるとす。 一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定に代って多角的決た。 一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定に代って多角的決た。 一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定に代って多角的決た。 一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定に代って多角的決た。

ltilateral Monetary Compensation)(一九四七年十一月——一、多角的通貨相殺第一次協定(the First Agreement on Mu-

四八年九月

月——一九五〇年六月) European Payments and Compensations)(第一次協定、一九四八年十月——一九四九年六月、第二次協定、一九四九年九、ヨーロッパ間決済及び相殺協定(the Agreement for Intra

多角的通貨相殺第一次協定は一九四七年十一月十八日、ベルギ

支払協定制度の発展

egory compensation)とが規定された。 category compensation)と第二種相殺操作 協定勘定残高を管理機関に指定された国際決済銀行に報告し、国際 替を前提とする相殺操作であって、 盟国いずれの残高も同時に減少せしめられる。 ては逆に債権をもつという関係に配列され一定の連鎖環を構成する 盟国がいずれもその前者に対しては債務を負うが、その後者に対し 支払協定勘定残高の多角的相殺に関する技術的操作を処理した。 決済銀行は各加盟国からのこの報告にもとづいて各加盟国相互間 ていた。第二種相殺操作とはこの操作に参加する加盟国の通貨の振 は協定加盟国のうち常時加盟国については自動的に実行されたが、 ことによって行われる単純な相殺操作であって、 の協定においては多角的相殺操作として第一種相殺操作(the first-殺協定であった。各加盟国の中央銀行は毎月末、 及びルクセンブルグ、フランス、イタリー、 ての加盟国の自由であると規定されていた。従来の支払協定制度の生を伴うことになる。この第二種相殺操作に参加すると否とはすべ 成する国々の一部について、その残高の増加あるいは新規残高の発 臨時加盟国はこの相殺操作に参加すると否と自由であると規定され リーで調印され、 復興計画参加国の大部分がこれに加わり、十三ヵ国間の協定とな た。この協定は従来の支払協定制度の基礎の上に立つ純然たる相 即日発効をみたのであるが、 この場合には一定の連鎖環を構 第一種相殺操作とは各加 オランダ各政府により この第一種相殺操作 (the second-cat-自国の双務的支払 この場合には各加 間もなくヨ

第二種相殺操作に参加する国が少数であったこと。

相殺操作が効果的に遂行されるか否かに依存するものであった。したがってこの協定が所期の効果を達成しうるか否かはその多角的態を打開しようとすることをその根本的狙いとするものであった。従来の双務的支払協定制度に上述の如き多角的に相殺処理し、以て事だの双務的支払協定制度に上述の如き多角的相殺機構を導入し、用化であったことはすでに指摘した如くであるが、この相殺協定は行詰りの直接的原因が双務的な支払協定勘定残高の累積及び長期

はこの協定成立当初の期待に全く反するものであった。 はこの協定成立当初の期待に全く反するものであった。 はこの協定成立当初の期待に全く反するものであった。この協定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作におるもの約四六つが、第二種相互間の支払協定勘定残高の僅か一・七百万ドルが相殺処理が盟国相互間の支払協定勘定残高の僅か一・七百万ドルが相殺処理をの実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においてはにの場合によるもの約五百万ドル、第二種相殺操作によるもの約四六をの対域によるもの約五百万ドル、第二種相殺操作においてはによるもの協定の実績は極めて失望的なものであった。この協定の場合によるというによる。

として次の事情を指摘することができる。 (#6) この協定において相殺操作が充分な効果を発揮し得なかった理由

二、第一種相殺操作への自動的参加が常時加盟国に対してのみ規定一、加盟国の中に純債権国あるいは純債務国が存在していたこと。

されていたこと。

うち、 盟国であったから、デンマークが相殺操作に参加するや否やは相殺 操作によっても減少せしめられなかった。このような技術的に相殺 である。すなわち純債権国あるいは純債務国の残高はいずれの相殺 た。 直接協定の規定にもとづくものであったが、これも第一種相殺操作 性如何に依存するのであるから各国通貨の自動的振替可能性が存在 ることに因るものであった。 に限られていたという事情はこの相殺操作が通貨の振替を前提とす に参加しなかった。第三に第二種相殺操作に参加する加盟国が少数(注8) 操作の結果を著しく左右する事情にあったがデンマークは相殺操作 ベルギー・ルクセンブルグ通貨同盟に対して債権を有する唯一の 可能であった。とくにこの協定の臨時加盟国であったデンマークは い場合には第一種相殺操作によって最大可能な残高の相殺処理は不 五カ国にすぎなかったから、臨時加盟国の自動的参加が保証され の効果的遂行を妨げた要因であった。すなわち、常時加盟国は僅 不可能な残高は、この協定加盟国相互間の残高総額七億ドル以上 しないかぎり、この相殺操作の効果も制限されなければならなかっ 右の第一の事情は多額の残高を相殺不可能ならしめた根本的 約四億ドルという多額に達すると評価された。(註7) 第二種相殺操作は各国通貨の振替可能 第二の事情は な

出来なかったのであり、ヨーロッパ諸国間の貿易の縮小を阻止する以上のような事情からしてこの協定も所期の効果を挙げることは

上に殆ど役に立たなかったと考えられる。(注9)

た。この協定はヨー(注11) nomic Co-operation, O.E.E.C.) を構成する西欧十八ヵ国間に締 支払協定勘定残高総額よりもはるかに多額であった。(注10) Economic Co-operation Administration) の提唱の下にョー 理由であった。このような事情からしてアメリカの経済協力局(the ッパ諸国間の慎重な協議と検討の結果、 役割を演じたのであって、 域内において参加国相互間のドル決済が一部可能ならしめられた。 輸入に対する円滑なる支払の遂行を可能ならしめられたと同時に、 額のドル援助資金が割当てられた。かくて参加国はドル地域からの grame)にもとづくマーシャル援助が開始された。ERP参加国は ッパ諸国間に統一的な多角的決済機構が存在しなかったことは、 って可能ならしめられた貿易量は相殺協定のもとに相殺処理された この域外調達の制度はヨーロッパ諸国間の国際貿易の拡大に重要な 西半球すなわちドル地域に対する経常勘定の赤字を基準として一定 いわゆる域外調達(off-shore purchase)の制度によってヨーロッパ 九四八年四月よりヨーロッパ復興計画(European Recovery Pro-ロッパ経済協力機構(the Organization for European Eco-シャル援助をしてその所期の効果の達成を困難ならしめた根本的 この協定は一九四八年九月迄存続せしめられたが、これより先 この協定はヨー ロッパ間決済及び相殺に関する第一次協定であっ 口 ッパ諸国間の国際貿易の順調な発展及びその 一九四八年において域外調達の制度によ 一九四八年十月十六日、ヨ しかしョー

あった。 り、その根幹をなすものは、 ためのマーシャル援助の効率的な運用をその目標とするも

、多角的相殺機構

多角的相殺機構と条件付援助の供与で

のであ

領国でないスイス及びポルトガルの二国を除く)が第一種相殺操作 なるから、この相殺操作への参加は加盟国の任意にまかされた。 前提とし関係諸国のうち特定の国の勘定残高を増加せしめることに に自動的に参加することになった。 ったのであるが、この協定では加盟国の全部(但しERP援助の受 殺操作は常時加盟国五ヵ国のみについて規定されているにすぎなか 拡大された。すなわち、先行相殺協定においては自動的な第一 構は引き継がれたが、この協定においては自動的相殺操作の範囲 この協定においても先行相殺協定における多角的相殺の原則と機 第二種相殺操作は通貨の振替を 一種相

二、条件付援助の供与

常収支面で貸越となると予想された国は、これに対応して借越とな ると予想された国のために引出権 (drawing rights) を設定した。 のような引出権の供与又は受領が行われたのであるが、さらに他 EEC諸国間において当初の経常勘定収支の見積りを基礎としてこ の一定限度額までB国通貨の引出権を設定した。協定に加盟したO 例えば当初の見積りによりA国がB国に対しその経常勘定において 一定額の収支不足になると予想されたならばB国はA国のためにそ この協定加盟国のうちで当初の見積りにより他の加盟国に対し経 OEEC諸国に対し引出権を供与した国はそれと等額のドル援助資金の供与をうけることができた。このドル援助に相当する自国通ると同時に、その国は経常収支勘定面で右の援助に相当する自国通どいう条件の下に供与されることになっていたから、条件付援助という条件の下に供与されることになっていたから、条件付援助という条件の下に供与されることになっていたから、条件付援助とがするにしても、依然として相殺処理されなかった多額の勘定残高の存在が問題となっていたのであるが、この協定において定残高の存在が問題となっていたのであるが、この協定においての問題は、条件付援助の供与と結合された引出権の設定によってこの問題は、条件付援助の供与と結合された引出権の設定によってこの問題は、条件付援助の供与と結合された引出権の設定に見合う条件付援助に対して一応の解決が与えられた。又債権国は債務国に対して引出権を設定するとができたと同時に、又引出権の設定に見合う条件付援助の供与をうけることによってドル地域に対する決済を可能ならしめられた。

EC諸国相互間の収支不足とを相関的に処理することが一応可能なおり、このことによってOEEC諸国の対ドル地域収支不足とOEではマーシャル援助が協定そのものと結合して内面的に導入されて機構とは一応独立に実施されていたのであったが、この協定においこの協定成立以前には、マーシャル援助はヨーロッパの国際決済

色である。

き事情からその欠陥を暴露せざるを得なかった。ことは否定し得ないであろう。しかしながらこの協定も漸次次の如しく拡大されたことからみても、この協定が可成りの実績を挙げた一九四八年から一九四九年にかけてヨーロッパ諸国間の貿易が著

二、債権国及び債務国いずれも収支改善に対する刺戟を喪失したこ一、多角的相殺操作の実績が失望的であったこと。

三、引出権の設定及び運用上の欠陥。

٤

不足を減少し収支改善を計る何等の理由もあり得なかった。最後に不足を減少し収支改善を計る何等の理由もあり得なかった。最後にたの協定の下においても以前と同様に相殺処理された残高総額は一〇三・七百万ドルでを得なかったし、又債務国は予め確定額の引出権が設定される条件付援助ならびに債権国によって債務国に対して設定される条件付にこの協定の下ではECA当局によって債権国に供与される条件付援助ならびに債権国によって債務国に対して設定される引出権も当初の評価を基礎として確定されており、債権国は自国の設定した引出権が全額利用されると否とに拘らず条件付援助の確定割当を供与されるとの範囲内で自国の収支改善への積極的な刺戟が失われた。さらに翌年度の引出権の設定額は今年度の収支不足を基準にして決定されるとの範囲内で自国の収支改善への積極的な刺戟が失われた。さらに翌年度の引出権の設定額は今年度の収支不足を基準にして決定されると一般に予想されていたから、債務国にとっては自国の収支される条件付を引力を表現して決定された。すなれた。する協定の下においても以前と同様に相殺操作によって相殺処理この協定の下においても以前と同様に相殺操作によって相殺処理この協定の下においても以前と同様に相殺操作によって相殺処理

こ。吉引――『『シシ』』。(注16)(2年)(2年)(2年)(2年)(2年)(2年))。 (2年) (3年)) (3年) (3年)) (3年)) (3年)) (3年)) (3年)) (3年)) (3年) た。この場合債権国は自国が責務国に対して役員して19日(社話) 設定された引出権を全額使用しなかった。例えばドイツはイギリス 助資金の能率的利用を不可能ならしめたのであった。 てヨー 抹殺されるか、あるいは次の協定に繰越されることになったから、 輸入を阻止せざるを得ない状態にあった。これに反して若干の国は それが使用可能であるという理由だけで自国に設定された引出権を 使用されなくとも条件付援助の確定割当額を減少せしめられること ルを使用したのみであり、又イタリーはイギリス及びオーストリヤ によって設定された引出権五千二百万ドルのうち僅か三百七十万ド 不必要に過度に使用した。例えば、フランスはベルギーによって設 設定額は実際の引出権使用額とは一致しなかった。若干の債務国 の困難に直面していた。又フランス及びスエーデンはスイスからの カ月間ベルギーからの輸入を停止するに至った。 定された四千万ドルの引出権の殆ど全額を直ちに使用し尽くし、三 経常勘定収支不足の評価額を基準として設定されたから、引出権 引出権の設定及び運用 結局引出権の設定額と実際使用額との間の不均衡は一方におい この場合債権国は自国が債務国に対して設定した引出権が全額 又引出権設定額のうち債務国によって使用されなかった額は 諸国間の貿易の円滑化を妨げ、 上の問題が存在した。引出権は当初におけ 他方においてはドル接 ノルウェーも同様 L な か

> 発展が促されなければならなかった。 発展が促されなければならなかった。 がとの協定のもつ双務的な基本的性格にもとづくものである以上、 的性格が見られるのであり、そして又この協定の上述の如き諸欠陥 出権の制度が基礎となっているという点にこの協定の根本的な双務 的性格が見られるのであり、そして又この協定の上述の如き諸欠陥 がとの協定のもつ双務的な性格のものであった。双務的な性格をもつ引 とがとの協定の協定の基幹をなすものは条件付援助と結合した引出権の制 して双務的な性格をもっていたことにもとづくものであった。すな

導入されたが、その主要なるものは次の如くである。 踏襲であったが、第一次協定の諸欠陥に鑑みて若干の新しい措置が一九四九年九月締結された第二次協定は根本的には第一次協定の

一、引出権の一部多角化

れを他のすべてのOEEC諸国との間の経常収支の不足の決済にもた。引出権の多角化はその双務的な性格を排除しそれにもとづく根でするという妥協的な決定をみたわけである。かくて債務国は設定でれた。引出権の多角化はその双務的な性格を排除しそれにもとづく根本的欠陥を回避することを目的とするものであり、ECA当局及びがイギリスはこれに反対したため、結局二五パーセントのみを多角がイギリスはこれに反対したため、結局二五パーセントのみを多角が、より出権の多角化はその双務的な性格を排除しそれにもとづく根を指向の方法に対してある。からて債務国のために設定した引出権の二五パーセントが多角

この協定の以上のごとき欠陥はこの協定が根本においては依然と

要求があれば、この多角的引出権を予め設定されていた双務的引出 引出権の三分の一相当額までとされた。しかし管理当局は債務国の 国間においてその双務的引出権が全額使用された後に、その双務的 互間に双務的引出権が設定されていなかった二国間において使用す 権の三分の一相等額以上使用すること、及び多角的引出権を予め相 ることを許可した。この多角的引出権に対応する条件付援助は、 角的引出権が現実に行使された先の国に対して供与された。

二、ベルギーに対する特別の措置

ある— (11) 7 援助としても、尚OEEC諸国に対するベルギーの受取超過評価額 ら一九五○年に亘ってベルギーのOEEC諸国に対する受取超過額 うな事態に対処するために次の様な特別の措置が講ぜられた。 の約二分の一の引出権を賄うことができるにすぎなかった。このよ に対する支払超過額を超過する― は約四億ドル、ドル地域に対する支払超過額は約二億ドルと評価さ ルに対しては、 引出権制度の参加国のうち、ベルギーはその綜合的収支が黒字で ベルギーはベルギーに対して最大輸入超過国である フラン したがってベルギーに対するドル援助二億ドルを全額条件付 ベルギーのOEEC諸国に対する受取超過額のうち、二億ド -すなわち、ヨーロッパ諸国に対する受取超過額がドル地域 他の場合と同様に一般引出権が設定された。 -唯一の国であり、一九四九年か

> 十万ドル、オランダには三千八百万ドル、さらにイギリスには二干 八百万ドル、合計八千七百五十万ドルの貸付をした。 フランスには二千一百五

(ハ) 残額一億一千二百五十万ドルに対 して は ベルギーはフラン 貿易を競争的ならしめる目的の若干の措置も規定された。 二次協定にはOEEC諸国の収支改善への刺戟を増進し、 (ニ) 全OEEC諸国のベルギーに対する引出権使用総額が三億五 ると同時にベルギーはこれと等額の追加的ドル援助を供与された。 千二百五十万ドルの範囲内に制限されることになった。 ス、オランダ及びイギリスの三国に追加的な多角的引出権を設定す 以上が第二次協定に新に導入された主要な措置であったが、

りの程度迄排除され、以てOEEC諸国間の貿易の円滑化及びその にもとづく欠陥を是正する点において重要な意味をもつものであっ れたことは、協定それ自体の双務的な性格を緩和すると同時にそれ た。第二次協定において部分的ではあるが引出権の多角化が導入さ は必ずしも多角的引出権を設定した国に供与されるのではなくて、 あろう。しかしその反面このような効果を阻止する事情も存在しな ためのドル援助の効率的な活用が促進されたことは否定し得ないで の設定額とその実際行使額との間の必然的乖離に伴う諸困難が可成 た。引出権の多角化によって、第一次協定にみられたような引出権 いわけではなかった。すなわち、多角的引出権に対する条件付援助 第一次協定に対比して第二次協定の特徴は引出権の多角化であっ

角的引出権が双務的支払協定の外部で行使された。 を得ず、 いか、 情の下においては、引出権を設定した国はその引出権設定額に等し 場合のみであって、 されるのは、 を設定している場合、 れることになっていた。 多角的引 た。このような事情は(注2) 十万ドルであり、残りの六千二百九十万ドルすなわち多角的引出権 することを認可したため、 多角的引出権は双務的引出権を設定している二国間において自動的 め を行使した場合には、 万ドルであり、 定において当初設定された多角的引出権の総額は一億七千二百四十 双務的引出権を設定していない二国間において多角的引出権を行使 に行使されるのが原則であったが、債務国の要求により管理当局は ルギーに供与されることになっていた。 そしてこの実際行使額のうち、 却って国際貿易の円滑化を妨げる危険が存在した。(注19) このような事情はOEEC諸国間の収支尻の円滑な調整という あるいはそれ以上の受取超過額を生ぜしめることに努めざる このことは必然的に輸入制限の強化を導く傾向を発生せし 出権が現実に行使された場合に行使された先の国に供与さ フランスがイギリスに対して多角的引出権を行使した このうち一億五千三百二十万ドルが実際に行使され もしフランスがベルギーに対して多角的引出権 それに対応する条件付援助がイギリスに供与 本来イギリスに供与されるべき条件付援助は 以上は殆ど双務的支払協定の外部で行使され 例えばイギリスがフランスに多角的引出権 OEEC諸国間において過度に多額の多 自動的に行使された額は九千三 したがってこのような事 例えば、 さらに又、 この協

た。 だが、ヨーロッパ 支払同盟の設立をみるに至った。だが、ヨーロッパ諸国における経済復興の進捗、国際貿易の拡大化といった事態の進展とともに新しい多角的決済制度の樹立が要た。だが、ヨーロッパ諸国における経済復興の進捗、国際貿易の拡いがいしながら全般的にみてこの協定が可成りの程度までヨーロッ点において引出権の効果を可成り阻害する結果をもたらした。

銀行第十八回年次報告)二三八―九頁(注1) 東京銀行調査部訳「世界経済の 分析と 展望」(国際決済

(注2) 仏占領地域 **۲*** ノルウ ルギー この協定の加盟国は次の十三ヵ国となった。 イツ英米占領地域、 及びルクセンブル ポ ル ŀ ガ ル オーストリヤ、デンマー グ、ブランス、 スエ ļ ・デン、 イタリー、 イギリス、 . 1 ギリシ ۴ 才 ラン 1

八ヵ国は臨時加盟国であった。これらの諸国のうち最初の五ヵ国は常時加盟国であり残りの

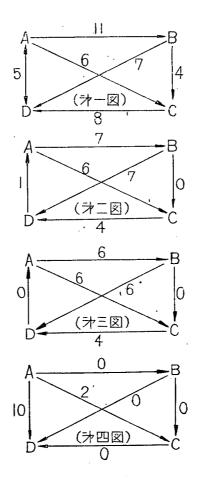
作の技術的要点を解説すれば次の如くである。(注3) この協定に導入された第一種相殺操作及び第二種相殺操

定残高が発生しているものとする。(4、B、C、Dの四国を仮定しこの四国間に次の如き支払協

A国はB国に対して一千一百万ドルの貸方残高を有する。

 \exists

B 国 は C 国 D B国はC国に対して四百万ドルの貸方残高を有する。 A B C 国はC 国 は はD国に対して八百万ドルの貸方残高を有する。 D A D国に対して七百万ドルの貸方残高を有する。 四国間の右の如き関係は次の第一 国に対して五百万ドルの貸方残高を有する。 国に対して六百万ドルの貸方残高を有する。 図に示される。 ځ



→C→D→Aという連鎖環が構成され、 が考えられるが、これら二つの連鎖環は条件が同一 残高の相殺が行われ、その結果は第二図の如くなる。第二図に 可 成すること、 高の相殺を実現するためには、 の て 第 能 はA→C→D→A及びA→B→D→Aという二つの連鎖環 な連鎖環を選ぶことが必要である。 図からいくつかの連鎖環が構成されるが、 又長さが等しい場合にはより多額の残高の相殺が 先ず最初に最も長い連鎖環を構 合計一千六百万ド 第一図では先ずA→B 最大可能の残 で あ る 'ለ': お

る。以上の如き相殺方法を第一種相殺操作と称する。 「何なる連鎖環も構成されないから、残高の相殺は不 可 能 で あされその結果は第三図の如くなる。第三図においては最早や如ら、どちらを選ぶかは、その時の事情如何による。今A→B→ら、どちらを選ぶかは、その時の事情如何による。今A→B→

しかるに関係国の通貨の振替可能性を前提とすれば更に相殺が可能になる。例えば第三図において、A国がB国及びC国に対が可能になる。例えば第三図において、A国がB国及びC国に対なる。このように通貨の振替可能性を前提として行われる相殺権作を第二種相殺操作と称するのである。 R.F. Mikesell;操作を第二種相殺操作と称するのである。 R.F. Mikesell;103-5.

(知4) W.M. Scammell; International Monetary Policy, 1957, pp. 268-9.

「前掲書」二四二頁倍の残高が相殺処理されると評価していた。東京銀行調査部訳合の残高が相殺処理されると評価していた。東京銀行調査部訳って三千万ドル乃至五千万ドル、第二種相殺によってその約十って三千万ドル乃至五千万ドル、第二種相殺によってその納定の成立当初、国際決済銀行当局は、この協定に導い(注5)この協定の成立当初、国際決済銀行当局は、この協定に導い

(注7) | 東京銀行調査部訳「前掲書」二四二頁(注7) | | 東京銀行調査部訳「前掲書」二四二頁

(短の) R.W. Bean; European Multilateral Clearing, Journal of Political Economy, October 1948, p. 408.

(注1) W.M. Scammell, op. cit., p. 269.

/注11) この協定の加盟諸国は次の如くである。

援助の受領国ではなかった。 のうちスイスとポル アイスランド、 フラ ンス、 スト ŀ ガル、 ドイツ英米占領地域、ドイツ仏占領地域、ギリシャ、 リヤ、 アイルランド、 スェーデン、 ベルギー及びルクセンブルグ、デンマー ŀ ガルは協定に調印はしたが、マー イタリー、 スイス、 ŀ オランダ、 ル イギリス、 ノルウェ シャ

(注1) W.M. Scammell, op. cit., p. 272.

(注13) 東京銀行調査部訳「岐路に立つ 世界経済」(国際決済銀

行第二十回年次報告) 三六七頁

(注1) W.M. Scammell, op. cit., p. 274.

(注15)、東京銀行調査部「前掲書」三六六頁

(知名) B. Tew, International Monetary Co-operation, 1954, pp. 102-3.

Scammell, op. cit., p. 277.

Scammell, op. cit., p. 277.

(注2) W.M. Scammell, op. cit., p. 278.

(注19) B. Tew, op. cit., p. 103.

ヨーロッパ支払協定制度の発展

(注2) W.M. Scammell, op. cit., p. 276.

Ξ

に至っている。EPUは従来の支払協定制度の基礎の上に立つもの更に一ヵ年延期されて以来、毎年期限到来毎に一ヵ年延期され現在 機構にしろ引出権制度によるクレジット供与機構にしてもいずれも されたものであって、これらの協定によって設定された多角的相殺 つつ、段階的に多角的な方向への発展をその根本的狙いとして締結 したヨーロッパ諸国が依然として双務的支払協定制度を存続せしめ であるが、それが多角的決済機構であるという点において従来の諸 決済機構である。一般に多数存在する双務的債権債務関係を多角的 を中心的な決済機関である同盟との関係に振替えて処理する多角的 を相互に多角的に相殺するとともにその純債権もしくは純債務残高 に多角化の要因を導入するより以上の意味をもつもので は な かっ 双務的支払協定制度の行詰りをある程度打開しつつ、これに部分的 て締結された諸協定は、従来の双務的支払協定制度の行詰りに直面 協定とは根本的に相違するものである。一九四七――五〇年に亘っ カ年と規定されたが期限の一九五二年六月三十日にこの有効期限が U)は一九五〇年七月一日を以て正式に成立し、当初有効期間は一 いるけれども、双務的支払協定にもとづく二国間の双務的債権債務 た。しかるにEPUは、依然として双務的支払協定制度を基礎として ロッパ支払同盟 (the European Payments Union; E.P 毎年期限到来毎に一ヵ年延期され現在

PU当局との間の関係に置換えられ決済処理されることになるのであって、例えば個々の銀行が受入れる手形小切手類――したがって個々る。例えば個々の銀行が受入れる手形小切手類――したがって個々の銀行間の債権債務関係――が手形交換所を通じて多角的決済処理が可能ならしめられているが如くである。EPUにおいては双務的支払もこの原理にもとづくものであって、EPUにおいては双務的支払協定にもとづく二国間の債権債務は当事国の中央銀行間においてフ協定にもとづくものであって、EPUにおいては対済的支払が可能ならしめられているが如くである。EPUにおいては対済の理がが関係である。EPUにおいては対済の理がが対域である。とのであって、EPU当局との間の関係に置換えられ決済処理されることになるのであって、EPU当局との間の関係に置換えられ決済処理されることになるのである。例えば個々の銀行が受入れる手形小切手類――したがって個々ないの銀行がである。EPU当局との間の関係に置換えられ決済処理されることになるのであって、EPU当局との間の関係に置換えられ決済処理されることになるのである。例えば個々の銀行が受入れる手形小切手類――したがって個々の銀行がである。例えば個々の銀行が受入れる手形の対象がである。例えば個々の銀行が対象がである。

側面から明らかにされるであろう。
EPUの構成及びその特色はその相殺操作及び決済機構の二つの

、相殺操作

他の各加盟諸国に対する当該一ヵ月間の収支尻すなわち支払協定勘払協定はそのまま有効であり、加盟諸国間の収支尻の決済は支払協定はそのまま有効であり、加盟諸国間の収支尻の決済は支払協定においても双務的支払協定がその土台であり、双務的支払協定のもとに二国間におけるクレジットの相互供与の方式で行われ定のもとに二国間におけるクレジットの相互供与の方式で行われ定のもとに二国間におけるクレジットの相互供与の方式で行われた各加盟国間の収支尻が必要にあり、加盟諸国間に従来締結されていた双務的支EPUの機構において加盟諸国間に従来締結されていた双務的支

に対する債務を意味することになるわけである。しかしながら各加局に対する債権を、各加盟国の純収支不足は各加盟国のEPU当局 盟国の純収支余剰もしくは不足は各加盟国の他の加盟諸国全体に対 とになる。したがって各加盟国の純収支余剰は各加盟国のEPU当 は、各加盟国のEPU当局に対する債権債務関係に振替えられるこ する債権債務関係を表現するものであるが、EPUの機構において (net surplus or deficit) と呼ばれているものである。 務の純額であり、この残高が各加盟国の純収支余剰もしく は 不 足 性格から全く脱却した各加盟国の他の加盟諸国全体に対する債権債 加盟諸国間において多角的に相殺された、それ故に本来の双務的な ぞれ総計し、両者を相互に相殺するわけである。この相殺残高は、 て他の加盟諸国に対する双務的収支余剰と双務的収支不足とをそれ に完全に多角的に相殺する。すなわちEPU当局は各加盟国につい にEPU当局は右の各加盟国の双務的収支余剰もしくは不足を相互 この段階までの操作は従来の諸協定におけると同様であるが、さら 支余剰もしくは不足(bilateral surplus or deficit)を算定する。 額、すなわち各加盟国の他の加盟諸国のおのおのに対する双務的収 二国ごとに相互間の勘定残高を相殺して関係二国間の債権債務の純 高をすべて規定された共通単位――EPU単位――に換算して関係局はこのような各加盟国からの報告にもとづいて各加盟国の勘定残 各加盟国通貨建の勘定残高ー 定残高— 各加盟国の中央銀行に開設された相手国中央銀行名義の ――をEPU当局に報告する。EPU当 しかしながら各加 この各加

されることになる。 されることになる。 されることになる。 されることになる。 されることになる。

諸国通貨相互間の完全な交換性乃至は振替性を前提とした上で、各協定勘定残高、すなわちここにいう各加盟国の双務的収支余剰もしくは不足に対して多角的相殺操作として第一種及び第二種相殺操作は、各加盟国通貨相互間の交換性乃至は振替性が著しくが適用されたのであったが、従来の諸協定における第一種及び第二種相殺操作は、各加盟国通貨相互間の交換性乃至は振替性が著しくが適用されたのであったが、従来の諸協定における第一種及び第二種相殺操作は多数の且つ可成りの額に達する双務的収支余利を過少せしめ、加盟諸国間に多数の且つ可成りの額に達する双務的収支余利を過少せしめ、加盟諸国間に多数の且つ可成りの額に達する双務的収支余利を追しるは不足を表のような相殺操作が遂行された後にも、加盟諸と残存せしめていた。しかるにEPUの相殺操作においては、加盟を残存せしめていた。しかるにEPUの相殺操作においては、加盟国間に多数の且つ可成りの額に達する双務的収支余利を過失である。

二、決斉義書 こ、決斉義書 こ、決斉義書 こ、決斉義書 こ、決斉義書 に、EPUの相殺操作の特色がみられるのである。 や双務的性格を全く排除した各加盟国の純収支余剰もしくは不足の や双務的性格を全く排除した各加盟国の純収支余剰もしくは不足の である。このように各加盟国の双務的な 収支余剰もしくは不足が多角的相殺操作の自動的且つ完全な適用に 収支余剰もしくは不足が多角的相殺操作の自動的且つ完全な適用に なが残存することになるのである。このように各加盟国の双務的な である。 に、大斉義書

た。 上述の多角的相殺操作の結果としての各加盟国の純収支余剰もした。 というに手許資金、当初残高、特別援助資金といった制度 でおいてはさらに手許資金、当初残高、特別援助資金といった制度 においてはさらに手許資金、当初残高、特別援助資金といった制度 においてはさらに手許資金、当初残高、特別援助資金とEPU とEPUの機構においては各加盟国のEPU当局に対する とが設定されていたから、これらに就て考慮されなければならなかった。

(イ) 手許資金 (existing resources)

又EPU当局に対してその累積的ポジションが赤字である債務国は部は現金、一部は賦払の条件で決済されることになったのであるが、発足に際し、これら二国間の双務的勘定残高は当事国間において一算単位に達する双務的支払協定勘定残高が残存していた。EPUの発足前日、すなわち一九五○年六月末日現在においてE

収支余剰もしくは不足――に対して調整が可能ならしめられた。 (注5) 国のEPU当局に対する債権もしくは債務――各加盟国の累積的純質金と称せられるものであり、この手許資金の利用により、各加盟 の純収支不足――の決済に使用することが認められた。このようなの疾有する双務的勘定残高をEPU当局に対する債務――当該国

(ロ) 当初残高 (initial balance)

EPUの発足後にEPU当局に対する累積的ポジションが黒字になると予想された若干の債権国は、当初においてEPU当局に一定なると予想された若干の債権国は、当初においてEPU当局に一定額のクレジットを供与しEPU勘定に借方残高を設定した。又EP切当局に対する累積的ポジションが赤字になると予想された若干の債務国はEPU当局から一定額のクレジットの供与を受け、EPU億務国はEPU当局から一定額のクレジットの供与を受け、EPUが予想債権国はEPU当局に対して債務国としてのポジションに立初予想債権国はEPU当局に対して債務国としてのポジションに立つこととなったのであるが、このことはEPUの発足後において予想される加盟諸国間の不均衡の発生に対処することを目的とするものであった。

(() 特別援助資金

EPU当局が当初において予想債権国及び予想債務国に借方残高

れることになると期待された。 れることになると期待された。 なり、EPUの健全な運営上ドル援助資金が一そう効率的に利用さなり、EPUの健全な運営上ドル援助資金が供与されたのであり、このことによって恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且が、この制度においては、ドル資金は若干の恒常的債務国の正PU当局に対してEPU当局を通じて一定額のドル援助資金が贈与されることになった。当初残高の制度においては、当初EPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且って恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且って恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且って恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且って恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的且の円滑に決済されるとともにEPU当局のドル資金の補充も可能となり、EPUの健全な運営上ドル援助資金が一そう効率的に利用さなり、EPUの健全な運営上ドル援助資金が一そう効率的に利用されることになると期待された。

を別当局との間の債権債務の決済に直接関係してくる以上、 各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し ではない。そこで各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し ではない。そこで各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し ではない。そこで各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し るのであり、このような調整を加えられた各加盟国の累積的純収支 会別もしくは不足に対し を別望国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し を別望国の累積的純収支余剰もしくは不足に対し を別望国のと とび必要とな を別もしくは不足が必要とな を別もしくは不足が必要とな を別もしくは不足が必要とな を別を関連して一定額の調整を加えることが必要とな るのであり、このような調整を加えられた各加盟国の上 との間の債権債務の決済に直接関係してくる以上、 を別との間の機構に以上の如き制度が設定されこれらがすべて各加盟 を別との間の機構に以上の如き制度が設定されこれらがすべて各加盟

EPU 当局に対する債権国の場合

五つ当所に列す	O DO THE EAST	2 <i>70</i> 0 H
累積的計算上 の 収 支 余 剰	クレジット 供与	金泆済
割当額の 20%	20%	_
" 次の20%	10%-	10%
". 次の20%	10%	10%
" 次の20%	10%	10%
" 次の20%	10%	10%
合 計 100%	60%	40%

EPU 当局に対する債務国の場合

る頃務国	り場合
クレジット 供 与	金决済
20%	
16%	4%
12%	8%
8%	. 12%
4%	16%
60%	40%
	上供与 20% 16% 12% 8% 4%

いて上に表示する如く決定された。(注9)

EPUの決済機構において、各加盟国とEPU当局との間で各加盟国の割当額の範囲内にが、このEPUの決済機構の主要な要点は次の如くであるが、このEPUの決済機構の主要な要点は次の如くである。が、このEPUの決済機構の主要な要点は次の如くである。が、このEPUの決済機構において、各加盟国とEPU当局との間の決済

的計算上の純収支余剰もしくは不足の限度額とされたのである。して割当額が設定され、この各加盟国の割当額が、各加盟国の累積

さて各加盟国のEPU当局に対する累積的な債権債務ポジショ

対する経常取引総額の一五パーセントを基準として、各加盟国に対

初において一九四九年における各加盟国の他のすべての加盟諸国に

ることは認められなかった。すなわちEPUの機構においては、

兴

の純収支余剰もしくは不足を原則として一定限度額以上に増加させ

plus or deficit)と称する。そして各加盟国は その累積的計算上

上の純収支余剰もしくは不足(cumulative accounting net sur-

は不足である以上、これを基準として各加盟国とEPU当局との間を正確に反映するものが各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしく

、決済が行われることになるのであるが、その決済条件は当初にお

ば、 達成を阻害することになるであろう。EPUの決済機構に 限的措置に訴えることを余儀なくされることになり、 もたらすにしても、 限的措置の強化は、 でない。そのうえ決済上の困難に直面した債務国は必然的に貿易制 することになるが、 加盟国とEPU当局との間の決済が全額金ドル払ということになれ **馩的計算上のポジションが赤字である債務国は、** U当局に対してクレジットを供与し、又EPU当局に対するその累 額の範囲内において割当額の六○パーセントを最高限度としてEP するその累積的計算上のポジションが黒字である債権国はその割当 の範囲内において割当額の六〇パーセント迄EPU当局からクレジ トを供与されることになる。もしもEPUの決済機構において各 EPUの決済機構においては、各加盟国のうち、EPU当局に対 このことは所謂「中央銀行段階における交換性の回復」を意味 貿易自由化の促進というEPUの基本的目標の 債務国にとってはこのことは到底容認しうる所 加盟国のうち債権国にとっては望ましい結果を 同様にその割当 かかる貿易制 おける各

的に一部分金ドル決済と結合して行われること。(ロ) 各加盟国とEPU当局との間のクレジットの相互供与が段階

> り、 定されたスイング限度額を基準として一〇〇パーセントのクレジッ られたのであり、このことは支払協定の行詰りを結果せざるを得 るや否や、直ちに輸入制限的措置を強化するという一般的傾向がみ が割当額の二○パーセントを限度とする第一段階を超過 する か 分割され、各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしくは不足の総額 に鑑みEPUの決済機構においては、各加盟国の割当額が五段階に 独立的に行われたことに直接起因するものであった。この点の欠陥 トが一挙に一○○パーセントの金ドル決済にとって代るという如く かった。このような弊害は従来の支払協定の決済方式において、設 とどまる限り収支改善の努力を怠り、収支尻がスイング限度に達す 本的特色であると考えられる。 用されることになったのであって、 クレジットの供与と金ドル決済とが一定限度額を基準として単独に クレジット供与と金ドル決済との結合方式による決済条件が適 この点はEPUの決済機構の基 ぎ

が適用されること。(ハ) EPU当局に対する債権国と債務国とでは相違せる決済条件

資金の制度と同様に、加盟国相互間の不均衡に対処することをその所で、単立のであるが、このことは手許資金、当初残高、特別援助の収支不足をもつ債務国であるかに応じて、相違せる決済条件が適の収支不足をもつ債務国であるかに応じて、相違せる決済条件が適いで、当該加盟国がEPU当局に対して累積的計算上の収支をの制の決済機構においては、各加盟国とEPU当局との間の決済金の制度と同様においては、各加盟国とEPU当局との間の決済金の制度と同様においては、各加盟国とEPU当局との間の決済金の制度と同様によいては、

て適当な措置を講ぜしめることが意図された。更されており、このことによって債務国をしてその収支改善に対ししては、EPU当局からのクレジット供与額と金ドル決済額との間目的とするものであった。さらに又EPU当局に対する債務国に対

方式への移行といった必然的な発展が一応実現されるに至ったと考 的支払協定制度のその双務的、 ととなった。かくてEPUの成立によって、戦後ヨーロッパの双務 支払協定に本来的な双務的、 たのであって、かかる意味においてEPUの機構においては双務的 えられるのである。 しながらも、双務的な勘定残高の多角的決済の実現を可能ならしめ とになったのである。EPUは従来の双務的協定制度をその土台と 至り、その後数次の協定の締結によってその行詰りを局部的に打開 積に直面してその基本的欠陥を暴露し殆どその行詰りに逢着するに 立をみるに至って、始めて多角的決済制度の中に吸収統合されるこ しつつ辛うじてその存続を維持してきたのであったが、EPUの成 構造的不均衡の発生とそれの必然的結果である双務的勘定残高の累 の双務的支払協定制度は早くも成立後数年にして諸国間における 上がEPUの基本的構造とその主要特色である。戦後ヨーロ 排他的な性格及び欠陥は排除されるこ 排他的な性格の排除-─→多角的決済

制度として成立をみたものであるが、このEPUがその成立以来、EPUはそれ自体完全な多角的決済制度移行への過渡的、暫定的

ョーロッパ支払協定制度の発展

制約されざるを得ないのが当然であった。この点と関連してここか 界は多角的清算残高の累積、その決済処理上の困難という形態で発 角的決済制度そのもののこのような基本的欠陥乃至は限界によって 現し、それは又中心的な清算機関に集中的にしわ寄せされることと について充分な考察を加えることが必要なのであるが、 ら更にEPUの成立以後の推移、 は限界を包蔵しているということができるのであって、EPUも多 には双務的支払協定制度におけると本質的に同一の基本的欠陥乃至 ならざるを得ない。ここからして多角的決済制度といえども根本的 形態で発現するのであるが、多角的決済制度の基本的欠陥乃至は限 当事国間における双務的残高の累積、その決済処理上の困難という の下において、双務的支払協定制度の基本的欠陥乃至は限界は協定 得なかった。諸国間において不均衡の存在が顕著であるような事態 間における不均衡の拡大、恒常的債権国と恒常的債務国の対立と 西ヨ 客観的情勢の下において必ずしも円滑に運ばれなかった。 開、多角的為替裁定取引の実施等の如き一連の自由化への動向は、 った事態に直面して、 れたものといえよう。しかしながらEPUの運営はその成立以後の EPUの決済機構を前提としてはじめてその促進が可能ならしめら の貿易自由化率の一般的向上、為替管理制度の緩和、為替市場の再 演じてきたことは否定しえないところであろう。 例えば、 加盟諸国 I pj パ域内の国際貿易の拡大、自由化の促進に大なる役割を EPUの存続はしばしば危機に遭遇せざるを 西ヨーロッ パ国際金融情勢の発展 加盟諸国

九八

もはや論及する余裕がないので、これらの問題に就ては引続き稿を 改めることとしたい。 協定制度の多角的発展過程の考察を課題とするこの小論においては

(注1) 行われた。 〇年九月十九日であったが、 EPUが加盟諸国によって実際に調印されたのは その実施は同年七月一日に遡って 九五

(注2) この場合の双務的 足を差引いた額以上双務的クレジットを供与する義務はない、 加盟国は自 と一応規定されている 国の割当額から累積的計算上の収支余剰もしくは不 が、 クレジットの供与限度に関しては、 実際には殆ど無制限の状態である。

(注3) をもっている。 定められ、これは EPU^単 位の 現行アメリ 価値は純金○・八八八六七○八八グラムと カ・ド ル と等 しい理論上の金価 値

(注4) に決済処理されることなく、 加盟諸国間における貿易の自由化、 と同盟との間で決済されることになるのであるが、 る要因であった。 各加盟国相互間の双務的収支余剰もしくは不足が 多角的に相殺された後に各加盟国 差別的措置の撤廃を促 このこと 双 進す 務

体 支の均衡が維持されておれば、 E P U ٤ の 間 の機構にお K 収支の 均 衡を維持することが いては、 各加盟国は 特定二国間で差別的措置を講ず 他のすべて 問 題 で あっ て、 の 加盟国 વ し収 全

> Monetary Policy, p. 278 る必要は存在しない。 ₩. M Scammell, International

(注5) すなわち各加盟国の手許資金の内訳は次の如くであった。 EPU発足当初、EPUに引き継がれた双務的勘定残高、

")	15.8
	12.9
	11.9
٠	1.1
	42.5
	0.4
	15.4
	100.0
	5.0
	1.9
,	93.1
	100.0

貸越手許資金

(ルクセンブルク フランス 西ドイツ

(トリエステ)

借越手許資金

デンマ 1. (アイルランド)

計

2.

計 (単位 100万ドル)

等しかった。W.M. Scammell, op. cit., p. たドル援助の総額は しては条件付ドル援助が与えられた。 EPU当局に一定額 以前の協定における条件付援助 のクレジットを供与した債権国 そして債権国に供与され 総額とほ K 炊

(注6)

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

(注7) 債務国 た。 EPU発足に際して、 に割当てた当初借方残高及び貸方残高は次の如くであっ EPU当局が予想債権国及び予想 パ支払協定制度の発展

(注9) された。 1954年 6 1955年 8 初 月以降の月以降の 玉 割当額 割当額割 各加盟国 リヤ 70 84 168 九五二年七月以降決済条件は べ ギ 360 432 864 ル 195 234 468 ク とEPU当局との間の決済条件は 520 624 1,248 フ ラ ン. 1,200 ۲, 320 600 1. ッ 45 54 108 书 IJ シ + シド 15 18 イスラ 205 246 492 イ 330 426 ネ ラ ン ダ 852 ゥ 200 240 480 7 次の如く ポ 70 84 168 ル ŀ ガ ル デ 260 312 624 ス ン ェ 250 300 ス 1 ス 600 変更され 1 iv ば ١ コ 50 60 120 し イ ギ IJ ス 1,060 1,272 2,544 ば

(単位 100万 EPU 計算単位) W.M. Scammell, op. cit., p. 286.] 如くであっ 44.05 各加盟国の当初割当額 21.2 150. 215.25 当初貸方残高 及 び割当 ストリヤ. 80. 115. 額 の 其 の 30. 後の変更は 60. 289.

(単位 100万ドル)

36

当局に対する債権国の場

次

更 な

EPU 当局に対する債務国の場合

累積的計算上 の 収支 不足	クレジ ッ ト	金
割当額最初の10%	10%	
" 次の10%	8%	2%
" 次の20%	14%	6%
" 次の20%	12%	8%
11 次の20%	10%	10%
" 次の20%	. 6%	14%
合 計 100%	60%	40%

レジット供与二五%、 供与五〇%、 決済条件は硬化せし 金決済五○%の確定率で決済されることに 金決済七五%となった。 めら れ 九五五年八月以降、

EPU当局に対する債務国、

債権国いずれの場合も、

な

九 五

四年七

月以降、割当

額

の 制

限 内

で

の段階別が

廃止 ク ν

2 ジ

れ